様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	1

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共処理場Ｒ８第１１号　中央終末処理場沈砂池設備リターンレール修繕
業務等の内容		沈砂池設備について、リターンレールの交換を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前１－６－１６
	名　称	協和機電工業株式会社　福岡支店
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 今回修繕を行う沈砂池設備は、中央終末処理場において、流入下水中に含まれる土砂や夾雑物を除去する設備である。 当該設備では、土砂類除去に必要な部品であるリターンレールに著しい摩耗が確認されており、設備の正常な機能を維持するため交換による修繕が必要な状況である。この部品は上記事業者のノウハウや実績に基づいて設計・製作されているものであるため、他事業者は調達することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月８日
契約金額		4,950,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	2

担当課	部課等名	上下水道局総務課
	電話番号	０９８６－２３－４８１０
件　　名		業務Ｒ８第２号　上下水道料金システムｅＬＴＡＸ対応改修業務委託
業務等の内容		既存の上下水道料金システムについて、地方税共同機構が運用する地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した決済サービスに対応させるための必要なシステム改修を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目５番１６号 興亜宮崎ビル５Ｆ
	名　称	株式会社南日本情報処理センター　宮崎支社
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当
		本件において、当該システムのｅＬＴＡＸ対応改修を実施することから、上下水道料金システムの専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 上記事業者は、上下水道料金システムの導入及び構築を行った事業者であり、仮に、本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が生じるおそれがある。 そのため、上下水道料金システムの導入及び構築を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２１日
契約金額		1,777,600　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	3

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共建補委Ｒ８第４号　都城市公共下水道大王中継ポンプ場の建設工事委託
業務等の内容		大王中継ポンプ場の総合地震対策計画及び耐水化計画、ストックマネジメント計画に基づく電気設備更新工事に係る業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都文京区湯島二丁目３１番２７号
	名　称	日本下水道事業団
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 本業務は、下水道処理施設の各種計画に基づいて行う更新工事に係る建設工事委託業務であり、更新工事の性質上、下水道処理場としての機能を停止することができないため、更新対象機器のみではなく、処理システム全体の役割や関連性を熟知し、更新工事時も継続した処理を確保する必要があり、設計段階での詳細な検討事項や技術的判断を施工段階で確実に反映させる必要がある。　本業務の履行にあたっては、前述の処理システムを熟知していることが重要であり、上記事業者は関連する各種計画策定や実施設計を行い、設計から施工まで一貫して対応できる唯一の事業者である。 また、本業務を履行するにあたり、成果物の一定水準の品質を確保するためには、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる分野の高度な専門性が必要とされる。本市では、それらの分野に精通した専門技術職員がいないため、設計・積算や工事監督及び受託者への適切な指導が困難な状況にある。このため、本市に代わって適切な工事監理を行い、公共の利益を最優先とした品質管理が可能な機関への委託が不可欠である。　上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上明確になっている。さらに、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２１日
契約金額		507,000,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	4

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共建補委Ｒ８第３号　都城市公共下水道都城浄化センターの建設工事委託
業務等の内容		都城浄化センターのストックマネジメント計画に基づく電気設備更新工事に係る業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都文京区湯島二丁目３１番２７号
	名　称	日本下水道事業団
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当
		本業務は、点検・更新計画である「下水道ストックマネジメント計画」に基づいて行う更新工事に係る建設工事委託業務であり、更新工事の性質上、下水道処理場としての機能を停止することができないため、更新対象機器のみではなく、処理システム全体の役割や関連性を熟知し、更新工事時も継続した処理を確保する必要があり、設計段階での詳細な検討事項や技術的判断を施工段階で確実に反映させる必要がある。本業務の履行にあたっては、前述の処理システムを熟知していることが重要であり、上記事業者は関連する各種計画策定や実施設計を行い、設計から施工まで一貫して対応できる唯一の事業者である。 また、本業務を履行するにあたり、成果物の一定水準の品質を確保するためには、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる分野の高度な専門性が必要とされる。本市では、それらの分野に精通した専門技術職員がいないため、設計・積算や工事監督及び受託者への適切な指導が困難な状況にある。このため、本市に代わって適切な工事監理を行い、公共の利益を最優先とした品質管理が可能な機関への委託が不可欠である。上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上明確になっている。さらに、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年７月２１日
契約金額		495,000,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	5

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共ポンプＲ８第１１号　沼川ポンプ場ほか非常用発電機点検業務委託
業務等の内容		沼川ポンプ場及び都島ポンプ場に設置されている非常用発電機の点検整備を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市田代町１７０番１号
	名　称	ヤンマーエネルギーシステム株式会社　宮崎サポートセンター
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 今回点検を行う非常用発電設備は、沼川ポンプ場及び都島ポンプ場において、大雨等の緊急時に雨水の排水を行うための電力を賄う重要な設備である。 当該設備が故障した場合、緊急時に雨水排水設備へ電力を供給することができず、周辺地区への浸水被害を引き起こす可能性があるため、定期的な点検整備が必要不可欠である。 本業務は、当該発電機メーカーで設置業者である上記事業者でなければ確実な履行ができない。また、仮に他の事業者が点検を行った場合、発電設備の性能保証が得られない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日		令和８年７月２３日
契約金額		1,628,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	6

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共処理場Ｒ８第１７号　都城浄化センター　非常用発電設備修繕
業務等の内容		都城浄化センターの非常用発電設備の修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区上牟田一丁目１７番１号
	名　称	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　九州本部
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 今回修繕を行う自家発電設備は、都城浄化センターにおいて、停電が発生した緊急時でも汚水処理等を継続するための電力を賄う重要な設備である。 当該設備は、設置後30年経過し、経年劣化による異音などの症状が見られるため、部品交換による整備・修繕の必要がある。修繕を行わなければ、緊急時に発電できず汚水処理等が行えなくなり、水質事故につながるおそれがある。 本修繕は、本体燃料ポンプ類の一部分解や組立て、調整試運転を含む業務であり、当該設備を設置した上記事業者でなければ確実な施工ができない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月５日
契約金額		18,150,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	7

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共建補委Ｒ８第１９号　都城市公共下水道中央終末処理場の再構築基本設計の作成委託
業務等の内容		都城市全体における下水道施設の点検・更新計画である「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中央終末処理場の消化設備更新に係る基本設計業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	東京都文京区湯島二丁目３１番２７号
	名　称	日本下水道事業団
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 本業務の履行に当たっては、「下水道ストックマネジメント計画」を熟知していることが重要であり、上記事業者は、当該計画を策定した唯一の事業者である。また、本業務を履行するにあたり、成果物の一定水準の品質を確保するためには、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる分野の高度な専門性が必要とされるが、本市では、それらの分野に精通した専門技術職員がいないため、監理監督や受託者への適切な指導が困難な状況にある。 上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務が履行できる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月１４日
契約金額		14,610,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	8

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
工事名		公共建起工Ｒ８第２号　中央終末処理場ほか遠方監視装置改修工事
工事概要		中央終末処理場および大王中継ポンプ場の遠方監視装置を改修するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区上牟田一丁目１７番１号
	名　称	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　九州本部
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 今回実施する遠方監視装置の改修工事については、既設設備に適合した機器を調達する必要があり、当該機器は既設設備を納入した上記事業者のノウハウ及び実績に基づき設計・製作されたものであるため、他の事業者による機器の調達は困難である。また、機器交換に伴うメーカー独自の調整が必要であることから、上記事業者以外では改修後の性能を保証することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年８月３１日
工事請負金額		16,335,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	9

担当課	部課等名	上下水道局水道課
	電話番号	０９８６－２３－４２７０
工事名		建設Ｒ８第２１号　一万城浄水場系１３号井　取水ポンプ緊急取替工事
工事概要		一万城浄水場系１３号井の取水ポンプが故障したため、緊急に取替を行うもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市太郎坊町６８３５番地４９
	名　称	株式会社桜
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号該当
		本工事は、一万城浄水場系１３号井の取水ポンプ（深井戸水中ポンプ）を緊急に取り替えるものである。 令和８年８月７日に１３号井のポンプの絶縁が基準値以下に低下し、ポンプが停止し取水ができない状態となった。 現在、同地区では５号井の取水ポンプも故障しており、取水に余裕のない状況が続いている。万が一、他の井戸の取水ポンプが故障した場合、配水量に対して取水量が不足し、断水が発生することで、市民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。 断水を未然に防止するためにも、一刻も早く１３号井の取水ポンプを取り替える必要があり、競争入札に付する時間的余裕がない。 そこで、本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登載の事業者のうち、これまでに同種工事の実績がある事業者に聞き取りを実施したところ、上記事業者が最も早い段階での着手が可能と確認が取れた。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和８年９月２日
工事請負金額		3,960,000　円

様式第77号（第161条関係）

令和８年度　随意契約理由書

番号	10

担当課	部課等名	上下水道局下水道課
	電話番号	０９８６－２３－５９２１
件　　名		公共処理場Ｒ８第２３号　中央終末処理場ボイラー設備プロテクトリレー修繕
業務等の内容		中央終末処理場のボイラー設備について、プロテクトリレーの修繕を行うもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目7番33号
	名　称	株式会社ヒラカワ　福岡営業所
契約の相手方の選定理由		地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号該当 今回修繕を行うボイラー設備は、中央終末処理場において、汚泥消化槽の加温を行い、消化を促進させる重要な設備である。 当該設備では、経年劣化によりボイラーの制御装置であるプロテクターリレーに不具合が発生した経緯があり、現在は稼働しているものの、今後の再発を防ぎ設備の正常な機能を継続して維持するため、交換による修繕を行う必要がある。 本修繕は、部品交換に伴うメーカー独自の調整が必要であり、当該設備を設置した上記事業者でなければ確実な施工ができない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契約締結日		令和８年９月２９日
契約金額		2,352,900　円